

IV 我が国の活力・成長力の強化

1 成長力・国際競争力の強化

(1) 国際船舶の所有権保存登記等に係る特例措置の延長（登録免許税）

我が国の市場経済、貿易活動、国民生活を支える基盤である外航海運において、競争力ある形で安定的に国際海上輸送の維持・確保を図る観点から、その中核となるべき日本籍船のうち、特に技術革新等に対応した質の高い船舶である国際船舶の安定的な確保を図るため、国際船舶の所有権保存登記等に係る特例措置を2年延長する。

○登録免許税：2.5/1000（所有権保存登記、抵当権設定登記）

<政策の目標>

国際船舶の隻数：95隻（H20年度）→ 約150隻（H23年度）

(2) 外航用コンテナに係る特例措置の延長（固定資産税）

世界単一市場である外航海運分野において、厳しい国際競争に晒されている我が国外航海運を競争力ある形で安定的に維持・確保を図るとともに、高質かつ効率的、安定的なコンテナ輸送サービスの提供の確保を持続的に図るための環境を整備するため、外航用コンテナに係る特例措置を2年延長する。

○固定資産税：課税標準 4/5に軽減

<政策の目標>

外航用コンテナ数：128.4万TEU（H20年度）→ 139.8万TEU（H26年度）

(3) 外貿埠頭公社が所有又は取得するコンテナ埠頭に係る特例措置の延長（固定資産税、都市計画税）

物流コストの軽減を図り、我が国産業経済の国際競争力を確保するため、外貿埠頭公社が所有するコンテナ埠頭に係る特例措置の適用期限を2年延長する。

○固定資産税・都市計画税（延長）

- ・旧公団から承継した一定規模以上のコンテナ埠頭
：課税標準 3/5
- ・平成10年3月31日までに取得した一定規模以上のコンテナ埠頭
：課税標準 1/2
- ・平成10年4月1日から平成18年3月31日までに取得した大規模コンテナ埠頭
：課税標準 1/5（当初10年間）、1/2（その後）
- ・平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得した大規模コンテナ埠頭
：課税標準 1/2

<政策の目標>

スーパー中枢港湾における港湾コスト低減率：H14年度比約3割低減（H22年度）

スーパー中枢港湾におけるリードタイム：1日程度（H22年度）等

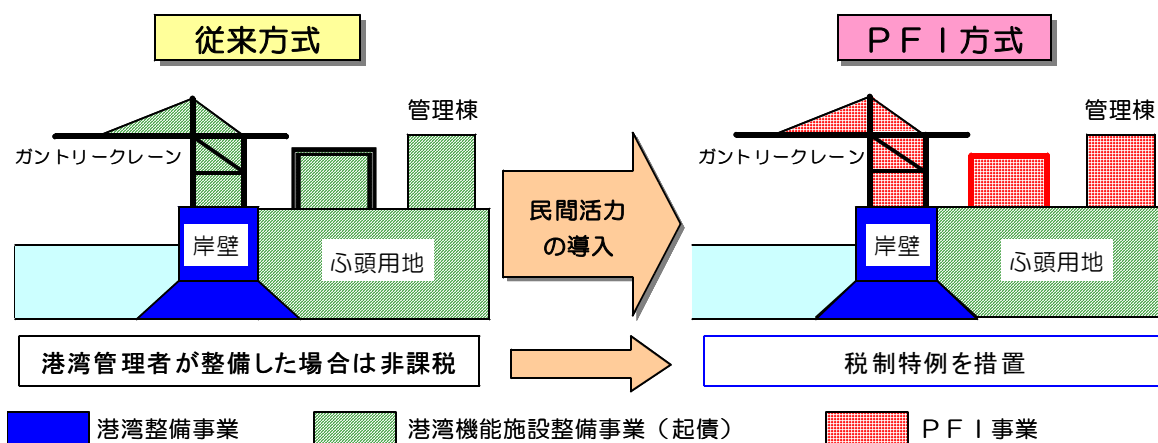
(4) PFI事業として整備される荷さばき施設等に係る特例措置の延長（不動産取得税、固定資産税、都市計画税）

PFI事業者による効率的なコンテナターミナルの整備・運営を推進するため、荷さばき施設等に係る特例措置を2年延長する。

- 不動産取得税 : 課税標準 1 / 2 控除
- 固定資産税・都市計画税 : 課税標準 1 / 2 に軽減

<政策の目標>

国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率：H19年度比▲5%（H24年度）



(5) 関西国際空港株式会社に係る登記についての特例措置の延長（登録免許税）

関西国際空港の整備を円滑に行い、我が国の国際競争力の確保を図るため、関西国際空港株式会社（以下「関空会社」という。）及び関西国際空港用地造成株式会社（以下「用地造成会社」という。）が行う以下の登記についての非課税措置の適用期限を延長し、財務体質を健全化させる。

【資本の増加に係る商業登記】

- ・ 関空会社が行う資本の増加（政府出資分のみ）に係る登記

【二期事業の用に供する土地に係る不動産登記】

- ・ 関空会社が行う基本施設（誘導路・エプロン等）の用に供する土地についての所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定に係る登記
- ・ 用地造成会社が行う基本施設（誘導路・エプロン等）の用に供する土地についての所有権の保存登記

(6) 成田国際空港株式会社に係る特例措置の延長（固定資産税、都市計画税）

成田国際空港については、当面、国として一定の関与を継続することとしたこと、また、国際競争力強化のための空港容量拡大に必要な設備投資を継続的に行う必要があることから、成田国際空港株式会社が所有する業務用固定資産に係る課税標準の特例措置(3分の2)について、その適用期限を3年延長する。

2 地域の自立・活性化

(1) 国内線に就航する航空機に係る特例措置の延長及び拡充（固定資産税）

国内線における競争の激化や航空需要が減退している中、安定的な航空輸送サービスの提供及び地方航空ネットワークの維持を図るため、国内線航空機に係る軽減措置を拡充のうえ、適用期限を2年延長する。

○課税標準の特例措置の拡充

200トン以上の航空機：最初の3年間2／3に軽減
（現行130トン）

200トン未満の航空機：最初の3年間1／3、次の3年間3／4に軽減
（現行130トン）（現行1／2）（新たな措置）

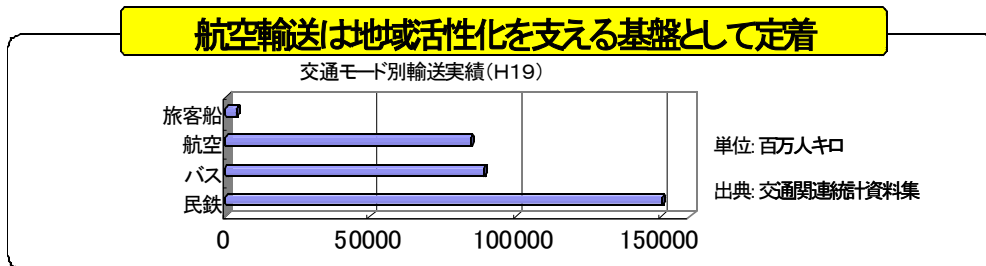
※平成18年1月2日以降に導入した航空機に適用する。

○適用期限を平成24年3月31日まで2年延長

<政策の目標>

地方路線数の維持率（対前年度比）：94%（H20年度）→ 100%（H23年度）

航空輸送は地域活性化を支える基盤として定着



航空会社を巡る経営環境の変化

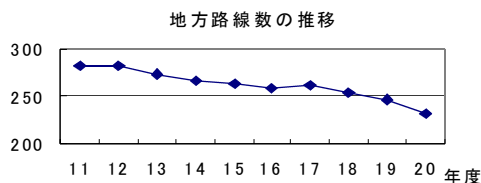
- 国内路線における競争の激化
- 欧米・アジア企業との国際的な競争の激化
- 世界的な景気後退に伴う航空需要の減退

羽田再拡張等による混雑空港の処理能力の向上

- 羽田空港の再拡張により発着回数が増加
30.3万回 → 40.7万回
- 成田空港B滑走路北伸により発着回数が増加
20万回 → 22万回

路線維持のための支援が必要

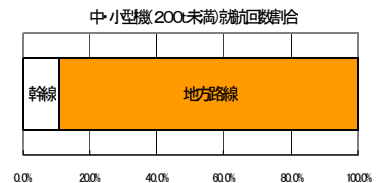
- 地方路線は需要規模が小さく採算性が低い
- 近年、地方路線からの撤退が顕在化



中・小型機の導入促進が必要

- 羽田再拡張後の地方路線ネットワークの充実のため中・小型機の導入促進が必要

→中・小型機
(200t未満)
の飛行回数
の約9割は
地方路線



安定的な航空輸送サービス・地方航空ネットワークの維持には、機材の維持に伴って発生するコストの軽減措置の拡充(対象機材、軽減期間等)が必要

(2) 住宅以外の家屋に係る特例措置の延長（不動産取得税）

都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域及び都市再生整備計画の区域並びに中心市街地の活性化に関する法律に規定する中心市街地の区域において取得する一定の新築家屋（住宅の用に供するものを除く。）に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の10分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を2年延長する。

＜政策の目標＞

都市機能更新率※ 36.9%（H20年度）→ 42%（H25年度）

※再開発を促進すべき一定の地区における4階建て以上の建築物の宅地面積の割合

(3) 中小企業投資促進税制の延長（所得税、法人税、法人住民税）

中小企業者の設備投資を促進するため、中小企業者がトラック（車両総重量3.5t以上）、機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度を2年延長する。

○所得税・法人税：特別償却30%又は税額控除7%

（対象設備：トラック、内航貨物船、機械装置、器具備品、ソフトウェア）

- ・ 昨年は燃油価格の高騰によるコスト増により、最近は景気の悪化による荷動きの減少等により、トラック事業等の経営環境は極めて厳しい状況。
- ・ 貨物車両の平均使用年数は、増加の傾向
（10.92年(平成14年) → 11.47年(平成18年) → 11.72年(平成20年)）

トラック車両等の購入促進



- ・ 幅広い関連業界への経済波及効果を通じて中小企業の景気回復に寄与
- ・ トラックの代替促進により、環境負荷の軽減等に寄与
- ・ 老朽船の代替建造を通じて内航貨物輸送の効率化等に寄与

(4) 国土調査法に係る特例措置の創設等（登録免許税、固定資産税）

民間活力を活用して地籍整備を推進するため、民間が実施する測量等に係る特例措置の創設等を行う。

1. 国土調査推進支援法人（仮称）が、国土調査を実施する際に必要となる国土調査法第32条の2第1項に基づく代位登記を申請する場合の特例（拡充）

○登録免許税：非課税

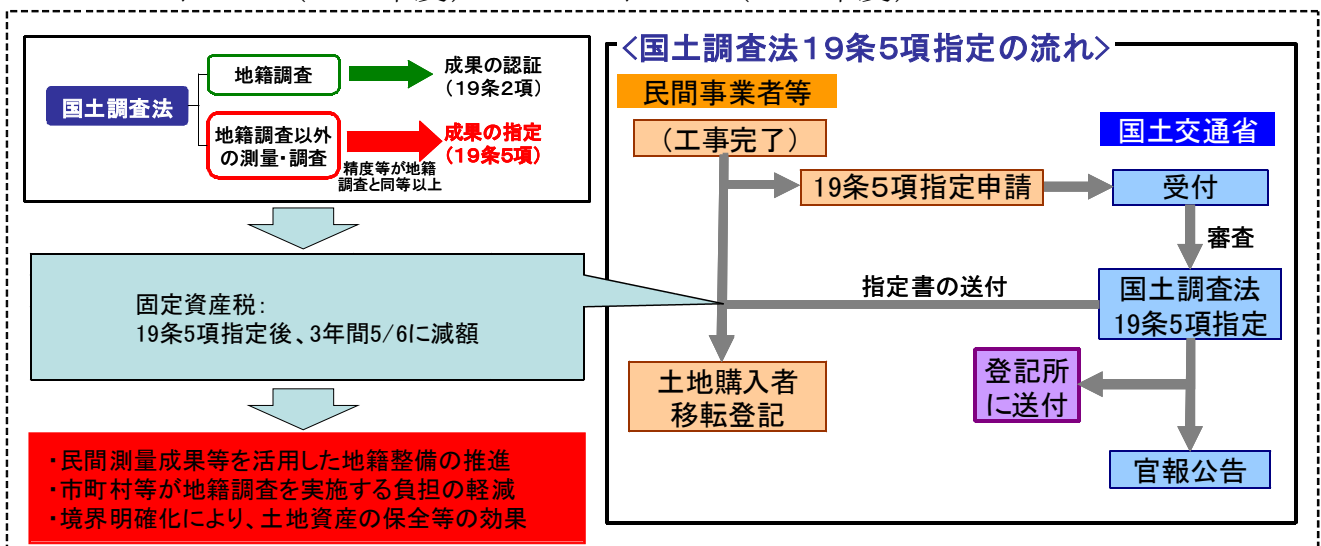
2. 許可等を受ける開発行為等において、当該土地の測量・調査の成果が、国土調査法第19条第5項に基づき、国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定された場合の特例（創設）

○固定資産税：3年間5/6に減額

<政策の目標>

地籍が明確化された土地の面積

138千k㎡（H20年度）→ 150千k㎡（H26年度）



(5) Jリート及びSPCに係る登録免許税の特例措置の延長（登録免許税）

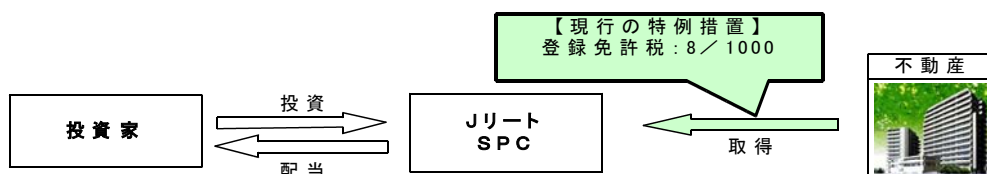
不動産証券化を通じた地域経済の活性化や優良な都市ストックの形成を促進するため、Jリート・SPCに係る特例措置を延長する。

○登録免許税：現行税率8/1000

<政策の目標>

不動産証券化実績総額※ 45兆円（H20年度）→ 66兆円（H23年度）

※H9年度以降にJリートや特定目的会社等が証券化した不動産資産額の累計総額



3 観光立国の実現

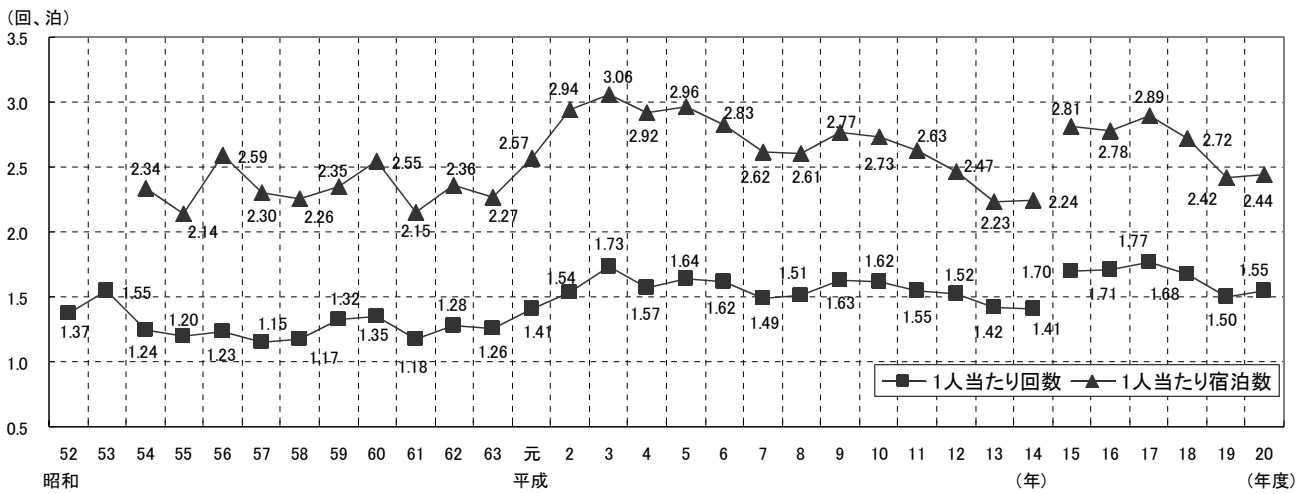
国内観光旅行税制の創設（所得税）

観光立国の実現を通じた地域経済の活性化や雇用機会の増大等により我が国の成長力を強化するため、昨今の世界的な経済危機の影響等から国民の旅行需要が急速に減退する中、国内観光旅行の安全・円滑化等を図りつつ国民の国内観光旅行需要を拡大するための法制度を整備するとともに、これに対応して、一定の旅行に参加する者を対象に、旅行費用の一部に対する所得税の特例措置を創設する。

<政策の目標>

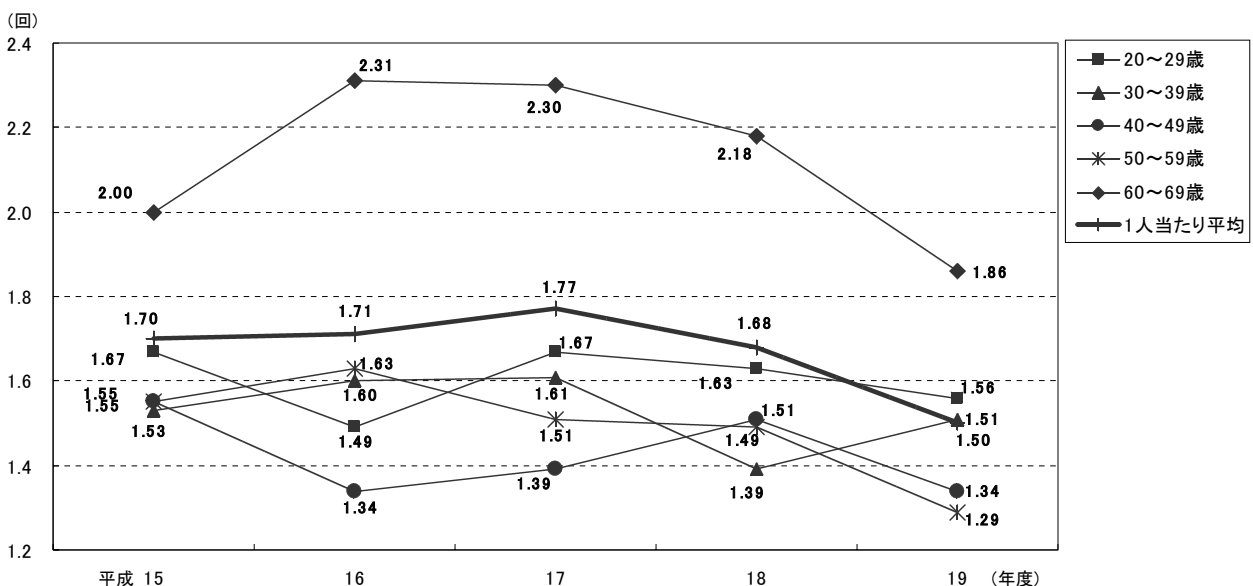
1人当たり国内宿泊観光旅行回数 1.5回（H19年度）→3回（H26年度）

【国内宿泊観光旅行回数及び宿泊数の推移】



- (注) 1 観光庁作成。
 2 平成15年度から調査手法を変更し、国の承認統計として実施している「旅行・観光消費動向調査」の数値を採用しているため、それ以前との単純比較はできない。
 3 暫定値とは、平成20年度4～12月の3四半期の集計結果を基に、平成20年度の年間量を推計したものである。

【国内宿泊観光旅行回数の推移（年代別）】



(注) 国土交通省観光庁「旅行・観光消費動向調査」による。